

第一〇四回

参第一一〇号

恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律
(案)

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十一条の五第三項中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号。以下「法律第三十七号」という。)」を「法律第三十七号」に改め、同条を附則第四十一条の六とする。

附則第四十一条の四第一項中「(昭和二十二年法律第百五十一号)の下に「。次条において「法律第百五十一号」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の五 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、旧国際電気通信株式会社の社員となるため公務員を退職し、当該会社の社員として引き続き在職した者(前条第一項に規定する者及び法律第百五十一号第一条又は第三条に規定する者を除く。)に係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間を加えたものによる。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和六十一年七月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和六十一年七月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和六十一年七月」と読み替えるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号。以下「法律第三十七号」という。)附則第十五条に規定する一時金を含む。)を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

(国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部改正)

第二条 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(昭和二十八年法律第百五十五号)の下に「。次条において「昭和二十八

年法律第百五十五号」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四条 第一条に掲げる会社の社員であつた者で、これらの会社の業務を政府に引き継いだ日後に公務員となつたもの（同日において公務員となることができなかつたことにつきやむを得ない事由があり、その事由が解消した後速やかに公務員となつた者に限る。）に恩給法を適用する場合には、普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、その在職年月数に社員に就職した月から社員を退職した月（同月において公務員となつた場合においては、その前月）までの社員としての在職年月数（昭和二十年八月十四日以前の退職に係る在職年月数及び昭和二十八年法律第百五十五号附則第四十一条の四第一項又は第四十一条の五第一項の規定により公務員としての在職年月数に加えられることとなる在職年月数を除く。）を加えたものによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 普通恩給又は扶助料で、改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「昭和二十八年法律第百五十五号」という。）附則第四十一条の五第一項の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和六十一年七月分から行う。

第三条 昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、改正後の国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第百五十一号。以下「昭和二十二年法律第百五十一号」という。）第四条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和六十一年七月一日」と、昭和二十八年法律第百五十五号附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和六十一年七月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和六十一年七月」と読み替えるものとする。

2 昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十七号）附則第十五条に規定する一時金を含む。）を受けた者がある場合における改正後の昭和二十二年法律第百五十一号第四条及び前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 普通恩給又は扶助料で、改正後の昭和二十二年法律第百五十一号第四条の規定の適用

に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和六十一年七月分から行う。

第四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

理 由

旧国際電気通信株式会社等の業務の実態にかんがみ、恩給法の適用を受ける公務員でこれらの会社の社員期間を有する者について、その社員期間の公務員としての在職年への通算条件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約六百五十万円の見込みである。